合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十七年七月一日であり、甲は改正前の会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

なお、改正前の会社法とは、会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）が平成二十七年五月一日に施行される前の会社法であり、この合併は、平成二十七年四月二十八日に合併契約を締結しておりますので、改正前の会社法が適用されます（会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）附則第二十条）。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年七月七日

掲載頁　八十二頁（号外第一五二号）

平成二十七年五月二十九日

愛知県豊田市トヨタ町一番地

（甲）トヨタ自動車株式会社

代表取締役　豊田　章男

東京都文京区後楽一丁目四番一八号

（乙）株式会社トヨタモーターセールス&マーケティング

代表取締役　友添　雅直

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のモータースポーツ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この吸収分割は、甲を存続会社、株式会社トヨタモーターセールス&マーケティングを消滅会社とする吸収合併が平成二十七年七月一日に効力発生することを条件に、その吸収合併の成立後、同日付にて効力発生するものであり、甲は改正前の会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。また、この吸収合併の効力発生後には甲は乙の全株式を所有していますので、この吸収分割による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

なお、改正前の会社法とは、会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）が平成二十七年五月一日に施行される前の会社法であり、この吸収分割は、平成二十七年四月二十八日に吸収分割契約を締結しておりますので、改正前の会社法が適用されます（会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）附則第二十条）。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月三十日

掲載頁　一九七頁（号外第一四六号）

平成二十七年五月二十九日

愛知県豊田市トヨタ町一番地

（甲）トヨタ自動車株式会社

代表取締役　豊田　章男

東京都文京区後楽一丁目四番一八号

（乙）株式会社トヨタマーケティングジャパン

代表取締役　河本　二郎

貸借対照表の要旨（平成27年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,000,524	流動負債	3,571,917
固定資産	9,128,099	固定負債	1,372,433
有形固定資産	1,172,565	退職給付引当金	308,064
投資その他の資産	7,955,533	その他	1,064,369
		負債合計	**4,944,351**
		株主資本	8,548,725
		資本金	397,049
		資本剰余金	416,970
		資本準備金	416,970
		利益剰余金	8,972,889
		利益準備金	99,454
		その他利益剰余金	8,873,434
		（うち当期純利益）	（1,690,679）
		自己株式	△ 1,238,184
		評価・換算差額等	1,632,613
		その他有価証券評価差額金	1,632,613
		新株予約権	2,932
		純資産合計	**10,184,271**
資産合計	**15,128,623**	**負債・純資産合計**	**15,128,623**

（注）　記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。